

保医発0131第3号
令和4年1月31日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和2年3月5日付け保医発0305第1号）を下記のとおり改正し、令和4年2月1日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

1 別添1第2章第3部第1節第1款D012に次を加える。

(53) 白癬菌抗原定性

ア 爪白癬が疑われる患者に対して、イムノクロマト法により爪中の白癬菌抗原を測定した場合は、本区分の「43」水痘ウイルス抗原定性（上皮細胞）を準用して算定する。

イ 本検査は、以下のいずれかに該当する場合に算定できる。

（イ） KOH直接鏡検が陰性であったものの、臨床所見等から爪白癬が疑われる場合。なお、この場合においては、本検査を実施した医学的な必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

（ロ） KOH直接鏡検が実施できない場合。なお、この場合においては、KOH直接鏡検を実施できない理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

ウ 本検査は、関連学会の定める指針に従って実施すること。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和2年3月5日付け保医発 0305 第1号)

改 正 後	現 行
別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第 1 章 (略) 第 2 章 特掲診療料 第 1 部・第 2 部 (略) 第 3 部 検査 第 1 節 検体検査料 第 1 款 検体検査実施料 D 0 0 0～D 0 1 1 (略) D 0 1 2 感染症免疫学的検査 (1)～(52) (略) <u>(53) 白癬菌抗原定性</u> <u>ア 爪白癬が疑われる患者に対して、イムノクロマト法により爪中の白癬菌抗原を測定した場合は、本区分の「43」水痘ウイルス抗原定性(上皮細胞)を準用して算定する。</u> <u>イ 本検査は、以下のいずれかに該当する場合に算定できる。</u> <u>(イ) KOH直接鏡検が陰性であったものの、臨床所見等から爪白癬が疑われる場合。なお、この場合においては、本検査を実施した医学的な必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u>	別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第 1 章 (略) 第 2 章 特掲診療料 第 1 部・第 2 部 (略) 第 3 部 検査 第 1 節 検体検査料 第 1 款 検体検査実施料 D 0 0 0～D 0 1 1 (略) D 0 1 2 感染症免疫学的検査 (1)～(52) (略) (新設)

<u>(ロ) KOH直接鏡検が実施できない場合。なお、 この場合においては、KOH直接鏡検を実施 できない理由を診療報酬明細書の摘要欄に記 載すること。</u> <u>ウ 本検査は、関連学会の定める指針に従って実施 すること。</u>	
---	--